

瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和8年1月23日(金) 午後4時から午後5時
2 開催場所 瀬戸市役所大会議室
3 出席委員

農業委員

- 1番 伊藤 憲昭
2番 井上 俊英
3番 小澤 早由里
4番 加藤 卓夫
5番 作石 正太郎
6番 高島 八十三
7番 武田 晴光
8番 長江 和春
9番 中村 征実
10番 藤井 義廣
11番 矢野 洋三 欠
12番 横道 厚子

農地利用最適化推進委員

- 1番 磯村 幸成
2番 江尻 雅之
3番 大澤 憲男
4番 加藤 晴次
5番 藤田 茂夫
6番 前田 晴美
7番 松原 清
8番 山田 泰司 欠

(出席 18 欠席 2)

4 議事日程

議題

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 1 件
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 1 件
第3号議案 農用地利用集積等促進計画の変更について 2 件

報告事項

- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について 4 件
報告第2号 農地改良届出書について 1 件
報告第3号 現況証明願出書について 2 件

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会1月定例会を開会いたします。
本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。
なお、農業委員の11番 矢野 洋三（やの ようぞう）委員、
推進委員の8番 山田 泰司（やまだ ひろし）委員より、
欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、
8番 長江 和春（ながえ かずはる）
9番 中村 征実（なかむら まさみ）
委員を指名いたします。

（第1号議案）

議長

これより議事に入ります。それでは、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が「畑」、現況地目が「畑」の4筆で、面積は500㎡です。今後は畑として利用予定です。

当該農地は、特に耕作予定がなく管理に苦慮していた渡人と、規模拡大を希望していた受人とで話がまとまり、本申請に至りました。受人は、瀬戸市内において合計約466㎡の農地を耕作しており、通作条件等も問題ありません。担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第1号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第1号議案について、ご質疑はございませんか。

藤井委員 この方の国籍はどこか分かりますか。

事務局 (国名)です。

藤井委員 日本に長く住まれている方でしょうか。

事務局 永住権を持っている方になります。

横道委員 既に利用権設定している農地は(町名)ですか。

事務局 (町名)です。利用権設定している土地の持ち主が、何年後かに土地の賃貸を辞める意向があり、耕作する土地がなくなってしまうため、自己所有できる農地を探して本申請がされております。

高島委員 利用権設定している土地では何を作っていますか。どこかに出荷をして利益を得ている方でしょうか。

事務局 畑作をしており、カボチャ、ナス、ニンニク、さつまいもを栽培しております。出荷状況は確認できておりませんが、通作状況としては問題ない方であると認識しております。

高島委員 商いとして営農されているかを確認したいため、今後は年間販売額も確認してもらいたいです。

事務局 検討させていただきます。

藤井委員 若い方ですが、農業以外に仕事をされている方でしょうか。

事務局 一般就労をされていて、兼業して農業をされている方になります。

作石委員 利用権設定されている農地は、私が住んでいる近所になりますが、農地を返却する話は聞いておりません。

事務局 利用権設定の期間が、令和6年8月1日から令和10年3月31日までとなっております。詳しくいつ返却するのかは、未定だと伺っております。

今回の申請地についても、現地はすぐには農業ができない、少し木が生えてしまっているような土地でして、一年以上かかるかもしれないが整備を行っていき、徐々に移行していく予定とのことでした。

高島委員 農業をやれるか分からない段階で所有権移転してしまって大丈夫ですか。

横道委員 事務局から説明があったとおり、現地は2年以上かけないと営農計画にあるような多数の品種を栽培していくことは難しいです。ですが、利用権設定されている、令和10年までに農地を整備していくのであれば、やれる可能性はあります。ただし、所有権移転後の動向は見守っていく必要があると思います。

藤井委員 本人との面談は行っていますか。

事務局 今回の申請では行っておりません。新規就農の時点で確認を行うようにしております。

作石委員 利用権設定している農地では、若い方が集まって農業を行っています。若い方なので、所有権移転に係る資金力があるのかについては少々疑問です。

事務局 土地の売買金額は申請書に記載されているので、その金額を本人が負担できる財力があるのかの確認は追加で聞き取りを行いたいと思います。

磯村委員 事務局は、この申請によって農地台帳を作り、管理していくため、何かあったときには、耕作者を特定できるということによろしいでしょうか。

事務局 お見込みのとおりです。正確には過去に利用権設定を行った時点で農地台帳は作成しておりますので、今回の申請では情報を追加することになります。

藤井委員 農業用水について、地域の農事組合との話し合いをしておくように指導してください。

事務局 地域の農事組合と連絡が取れるように案内いたします。

議長 以上で質疑を終結し、採決を行います。第1号議案を原案のとおり承認される方は、挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数になります。よって、第1号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第2号議案)

議長 続きまして、「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が「畑」、現況地目が「畑」の1筆で、面積は3,390㎡です。転用目的は、太陽光発電施設用地です。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北・西・南は道路に面しており、東側は斜面と化して通行できなくなっている道路です。

近隣農地への防除については、太陽光パネルの周囲にフェンスを設置するため、近隣農地への支障はありません。

排水は、雨水のみであり東側から南側にかけて止水板を設置し場内処理と北側の既存の道路側溝へ排水します。

以上の点から、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第2号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第2号議案について、ご質疑はございませんか。

高島委員 参考に教えて欲しいのですが、太陽光発電施設において近隣へ音や光の反射などの影響があると思います。それらに対して具体的な対策があれば教えていただけますか。

事務局 太陽光発電施設における被害の基準値については、環境課で定めております。ただし、基準値を下回るケースでも様々な影響はあると思いますので、地域と業者での話し合いの中で擦り合わせをしていくべきです。

藤井委員 施設内表面貯留と書いてあるが、貯留できる施設がないのではないですか。

事務局 貯留施設はないですが、自然排水を行う過程で土地自体に雨水を貯留するという表現になります。

長江委員 北側の側溝へ全て排水するのですか。

事務局 北側に全てではなく、土地の中心が高いため、中心から北・東・南へ向けてそれぞれ雨水が流れていきます。

藤井委員 現地の表面は手を加えますか。

事務局 草を刈り、土地を均すのみと伺っております。

藤井委員 均すだけならば、土地から流れ出る雨水は垂れ流しになるということです。汚水の発生はなしと記載がありますが、草刈りに除草剤は使わないということですか。防草シートを指示通りに敷くとありますが、指示はどこからの指示ですか。

事務局 確認できておりませんので、追加で聞き取りを行います。

長江委員 地元で説明を行っているとのことですが、説明はどなたが説明を受けていますか。

事務局 土地利用調整条例での説明となりますが、地元の自治会長と農事組合は説明を受けているはずです。

長江委員 前回この土地の近くの太陽光発電施設の転用の際に、自治会長には話があったようですが、農事組合には話がなかったとのことですが。

藤井委員 自治会長によっては事態を軽く考えている方もおり、農事組合まで話がないことがあります。町民を集めて説明会を行ってくれる人もいますが、各自治会で温度差があるため難しいです。

長江委員 今回申請地のエリアでは自治会長がすぐに承認をしてしまう方です。本当に地域住民に説明がされているのか不安があります。

藤井委員 本来、防草シートや敷地内表面貯留の内容は、土地利用調整条例の段階で自治会に話し合ってもらい、意見を出してもらわなければならないです。

事務局 土地利用調整条例では自治会長と農事組合には説明をすることとしています。ただ、藤井委員の説明のとおり、自治会長が個人で承認する所もあれば、自治会で説明の場を設けるように指導する所もあります。

江尻委員 自治会長によっては、業者が説明資料を持ってくると、回覧板で周知を行うだけで、説明が済んでしまうことがあります。

長江委員 農業委員会から自治会長宛てに少なくとも業者と自治会と農事組合の三者で話し合いを徹底することをお願いできないでしょうか。今回のケースのように自治会長への説明と回覧板だけで終わらせず、ちゃんとした説明会を開くようにしてほしいです。

藤井委員 瀬自連宛てに農業委員会で地域への周知が十分ではない議題が多いため、各自治会長へ土地利用調整条例のケースで相談があったら、農事組合とも綿密に打合せをして、対応してほしいことを農業委員会名で出すべきありませんか。

議長 お願い文を出すことは可能だと思いますので、別の機会に検討をしていきましょう。それでは以上で質疑を終結し、採決を行います。第2号議案を原案のとおり承認される方は、挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数になります。よって、第2号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第3号議案)

議長 続きます、「第3号議案 農用地利用集積等促進計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は、農地の利用権を設定するため、貸手^{かして}及び借手^{かりて}の双方から農用地利用集積等促進計画が提出されましたが、地域計画の区域外であることから、本農業委員会から愛知県農業振興基金へ農用地利用集積等促進計画を定めるべきとして要請するものです。なお、瀬戸市からは当該計画について「意見なし」と聞いております。

番号1及び番号2の農地は、期間満了による更新の利用権設定ですので、利用権設定することに支障はありません。

なお、2件すべて、愛知県農業振興基金を通じて貸付けるもので、面積等は記載のとおりです。

また、地区担当委員さん、推進委員さんからも適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積等促進計画につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。

第3号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第3号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第3号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認すること
に決しました。

(報告事項)

議長 続きまして報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号、農地法第5条第1項第6号の届出については4件ありました。
面積等は記載のとおりです。

報告第2号 農地改良届出書については1件、報告第3号 現況証明願出
書については2件ありました。詳細は記載のとおりです。

報告事項につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はございま
せんか。

(質疑なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございま
せんでしょうか。

(意見なし)

議長 本日付議されました案件は全て議了いたしました。
これにて、瀬戸市農業委員会1月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。